

① 消費生活センターをご存じですか？

消費生活センターは、消費者と事業者との間に生じた商品やサービスの契約トラブルに関する相談を受けて、相談者への助言や事業者とのあっせんを行っています。また、専門的な窓口の紹介や被害の未然防止・拡大防止につなげる啓発活動や出前講座を行っています。

現在では、トラブルに遭遇すると自己解決方法をインターネットで検索しがちですが、間違った情報を信じて二次被害に遭遇してしまうことも少なくありません。

国民生活センターのホームページでは、自己解決方法や被害を未然に防ぐための情報を掲載していますのでご利用ください。

困ったときには
まず相談！



消費者トラブルFAQ

賃貸アパート退去時の原状回復のトラブルに注意

- ・ 賃貸住宅を退去する際の原状回復について、年月の経過による変化や普通に使用して付いた傷などの修繕費用は、借主が負担する必要はないとされています。納得できない費用を請求された場合は、貸主側に説明を求め、話し合いましょう。
※特約がある場合は特約が優先されます。
- ・ 退去時だけでなく入居時も、貸主と一緒に部屋の状態を確認し、確認内容をメモしたり、傷や汚れの写真を撮ったりして記録に残しましょう。

出典：独立行政法人 国民生活センター



賃貸借契約を理解して、トラブルを防ごう!!



原状回復をめぐるトラブルについて
(国土交通省 HP)

■問い合わせ／南国市消費生活センター ☎088-880-6205

① シリーズ国営ほ場整備④2

久枝工区の権利者会議が行われました

12月22日、久枝工区の権利者会議が行われ、「換地計画」が決定（議決）されました。

権利者会議とは、ほ場整備地区内の地権者やその他の権利者に対して、整備後の換地場所、面積などを定めた「換地計画」の議決を得るものです。

久枝工区については、県知事による公告・縦覧期間（縦覧場所：市農地整備課）を経て、3月下旬に換地処分公告が行われる予定で、換地処分公告の翌日に換地計画における地権者の所有権が確定し、その後法務局で登記の変更が行われます。



■問い合わせ／農地整備課 ☎088-880-6586